

# MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

APRIL 8TH 2020

## ■ WEEKLY DIGEST

### 【経 済】

- 「新型インフラ建設」 5G ネットワーク整備を中心に加速化
- 地方特別債の発行でインフラ投資と自動車消費の喚起を促進
- 世銀見通し 中国の2020年成長率2.3% 44年ぶりの低水準

### 【金融・為替】

- 預金準備率1%引き下げ 中小企業の資金繰りを支援

## ■ RMB REVIEW

- 過信に注意

## ■ EXPERT VIEW

- 労災に関する精神的損害に対する賠償の要否

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【経済】

◆「新型インフラ建設」 5G ネットワーク整備を中心に加速化

習近平総書記は先頃開かれた共産党中央政治局常務委員会の会議で、新型コロナウイルス感染拡大の経済への影響を緩和し、安定的な経済発展を実現するために、第5世代(5G)移動通信ネットワークやデータセンター等の「新型インフラ建設」を加速させる方針を打ち出した。また、その後浙江省の企業の操業再開状況を視察した際にも、足元の危機的な状況を産業のデジタル化の新たなチャンスと捉え、「新型インフラ建設」を加速させていくことを強調した。

「新型インフラ建設」は、2018年12月の中央経済工作会議で初めて提議され、主要な代表産業として、5G移動通信、人工知能(AI)、インダストリアルインターネット、モノのインターネット(IoT)等が挙げられ、翌年の経済発展計画にこれらの産業のインフラ建設を強化することが盛り込まれた。今年に入って新型コロナウイルス感染による経済への影響が深刻化する中、交通、都市開発等を中心とする従来型インフラ投資と、デジタル社会構築に必要な「新型インフラ投資」の両輪で景気を下支えし、産業の高度化、科学技術の進歩を促していく狙いと見られる。

中央政府の方針を受け、関連省庁や地方政府も相次いで「新型インフラ建設」の促進策を発表している。

工業情報化部は6日、5G移動通信の発展加速に関する検討会を開き、今後、ネットワーク整備の加速化、関連プラットフォームや端末・設備産業の発展、コア技術の研究開発の加速化、インターネットの安全性向上に向けて取り組む方針を示した。同部傘下の中国情報通信研究院は、2025年までに5G移動通信のネットワーク設備投資額が累計1兆2,000億元に上り、その他の関連投資額が3兆5,000億元に上ると見込んでおり、大規模な投資波及効果が期待されている。

各地方政府も「新型インフラ建設」を巡って関連推進策を発表している(【図表】参照)。

なお、清華大学インターネット産業研究院等のシンクタンクが先般発表した「中国新型インフラ競争力指数白書(2020年)」に拠ると、「新型インフラ」地域別競争力ランキングは、北京市、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、広東省がトップ6位を占めた。

【図表】「新型インフラ建設」を巡る各地方の最近の動き

発表時期	発表地域	推進策の概要
3月23日	山東省	<ul style="list-style-type: none"> <li>「デジタルインフラ建設指導意見」を発表</li> <li>- 新型インフラ建設推進のロードマップを提示</li> <li>- 2月末時点で5G基地局11,000ヶ所以上を設置、22年末までに、5Gネットワークは県級以上の地域をほぼカバー、産業用設備2,000万台のネット接続を実現</li> </ul>
3月29日	広東省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広州市:「広州市黄浦区・広州開発区・広州ハイテク産業開発区の新型インフラを加速し、デジタル経済発展を推進する10カ条」発表</li> <li>- 奨励金の支給による世界トップレベルのデジタル技術企業の誘致や国内企業の育成、eスポーツ、デジタル医療、デジタル農業などの新業態を奨励</li> </ul>
3月31日	江蘇省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同省発展改革委員会が2月14日に発表した「2020年江蘇省重大プロジェクト計画と推進状況」報告書で、「新型インフラ建設」関連が全体の3割を占めたことは明らかに</li> <li>- 「新型インフラ建設」関連のプロジェクトについて、5G、インターネット通信、人工知能(AI)、新エネルギー等の分野で大型投資を進める計画。うち5G関連の投資総額は160億元に上る見込み。</li> </ul>
4月2日	安徽省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「5G発展を支持する若干の政策」を発表</li> <li>- 5Gインフラ整備の加速化、5G産業規模の拡大、産業全体をカバーするシステム構築など</li> <li>- 2月末時点で5G基地局4,492ヶ所を設置、2020年末までに15,000ヶ所以上に増やす計画</li> </ul>
4月3日	重慶市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同市発展改革委員会が「新型インフラ建設」関連の22のプロジェクトが着工済みと発表</li> <li>- 5Gインフラ整備、データセンター、人工知能(AI)等の分野に亘り、総投資額は815億元に上る</li> </ul>

(出所) 地方政府の発表、新華社通信を基に作成

## ◆地方特別債の発行でインフラ投資と自動車消費の喚起を促進

李克強総理は3月31日に開催された国務院常務会議で、新型コロナウイルス感染による経済への深刻な打撃を緩和し、早期に経済運営を安定軌道に戻すための政策として、地方特別債券の前倒し発行によるインフラ投資の促進策と自動車消費の喚起策を発表した。

具体的には、地方のインフラ事業の資金源として地方政府特別債券(専項債)の今年度発行枠の一部を前倒しで地方に配分し、特別債券を有効なインフラ投資プロジェクトに活用するよう促し、特に、重点プロジェクトや民生関連の重点分野に早急に充てることを指示した。各地方政府に対しては、配分された発行枠を6月末までに使い切るよう求めた。

また、2月には前年比8割も落ち込んだ自動車消費市場について、今年末に期限が切れる新エネルギー車に対する購入補助金の給付と車両購入税の免除措置を2年間延長するほか、北京市・天津市・河北省(京津冀)等の大気汚染防止重点地域では、奨励金支給による排ガス規制「国3」基準以下のディーゼルトラックの淘汰を推進。また、中古車販売業者に対する増徴税の徴収額を今年5月1日から2023年末まで売上高の2.0%から0.5%に軽減する方針を発表した。今後、関連省庁から具体策が発表されるものと思われる。

## ◆世銀見通し 中国の2020年成長率2.3% 44年ぶりの低水準

世界銀行は30日、「東アジア・大洋州地域 半期経済報告書」の2020年4月版を発表。中国の2020年のGDP成長率の見通しを前年比+2.3%とし、前回1月予測の同+5.9%から大きく引き下げた。予測通りならば、1976年以来44年ぶりの低水準となる。状況が目まぐるしく変化している為、今後の成長を正確に予測することは非常に難しいとして、成長シナリオと低成長シナリオを発表し、低成長シナリオでは同+0.1%まで落ち込むとの見方も示した。

新型コロナウイルス感染症は中国と世界の経済に想定外のショックをもたらしたが、中国の成長率は今年第2四半期以降、供給逼迫の緩和や需要のリバウンドで回復すると予測する一方で、失業の増加、企業の減収、社会の不安心理等が消費、投資、貿易の回復のスピードを鈍いものとし、また、感染拡大の再燃や世界的な景気減速の長期化、金融市場のストレスも今後のリスク要因と指摘している。

感染症拡大のインパクトの軽減には、引き続き適切な財政・金融政策が求められ、特に中小企業と困窮家庭の支援が重要であるとし、加えて食の安全、衛生管理等の改善に向けた政策の必要性も提言した。

## 【金融・為替】

### ◆預金準備率1%引き下げ 中小企業の資金繰りを支援

中国人民銀行(中央銀行)は3日、預金準備率を1%引き下げたことを発表した。3月16日以来、2ヶ月連続の引き下げとなる。

預金準備率は中央銀行が市中銀行から強制的に預かる預金の比率で、今回の対象銀行は農村信用社、農村商業銀行、農村合作銀行、1省・自治区・直轄市のみで経営する地方商業銀行等4,000行で、4月15日に0.5%、5月15日に0.5%それぞれ引き下げる。今回の引き下げによる資金供給効果は約4,000億元が見込まれる。新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化している中小・零細企業の資金繰りを支援する。

また、中国人民銀行は、預金準備率を超えて人民銀行に預けられている預金に対して付す超過準備預金金利を7日より、0.72%から0.35%に引き下げる。引き下げは2008年以来、12年ぶりとなる。金融機関が人民銀行に資金を預けるインセンティブを減らすことで、資金が融資に向かいやすくなることが期待されている。

## RMB REVIEW

### ◆過信に注意

#### ・今週(3/30～)のレビュー

今週の人民元(対ドル相場)は横這い圏内で推移した(第1図)。各国政府・中銀の対応によって市場の緊張感が幾らか和らぐ中、週の前半は1ドル=7.09人民元の前後で推移。その後、米国などで新型コロナウイルスの感染が急拡大している事実を受けて投資家心理が悪化すると、3月ほどではないにせよ幅広い通貨に対してドル高が進み、4月2日には一時7.12人民元台まで下落した。もっとも、他通貨に比べればドル高の反応は限られており、3月下旬から続くレンジ相場の域は出ていない。

#### ・ドル高の中でも人民元には一定の底堅さ

株価の二番底が意識されドル買いが強まる中にあっても、人民元には底堅さが観察された。各国で新型コロナの感染者数が急増する状況下、一早く感染拡大を封じ込め経済の正常化へと進んでいる優位性と純債権国という立場が人民元の押し上げ要因になっていると考えられる。

#### ・経済の正常化に向けては不安が残る

ただし、前者の過信には注意が必要である。3月のPMIは製造業・非製造業ともに好不調の分岐点である50を回復したが、非製造業は2月の落ち込み幅や1月以前の水準を踏まえると反発の程度は小さい(第2図)。中国国内で感染拡大が再燃する懸念は燻っており、消費活動の回復に時間が掛かる展開も想定される。また、外需の縮小は製造業の重石になるとみられ、経済の正常化に向けては不安が残る。

#### ・財政出動に対する期待はあるがドル高に振れ易い

4月中に全人代が開催されるとの見方があり、当面は財政出動に対する期待が人民元の支えになるだろう。しかし、新型コロナを巡る状況の悪化が続く中、リスク回避的な思惑から市場全体としてはドル高に振れ易い地合いが見込まれる。

第1図：人民元



第2図：国家统计局 PMI



(4月3日作成)グローバルマーケットリサーチ

# MUFG BK CHINA WEEKLY (April 8th 2020)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2020.03.30	7.0950	7.0870~ 7.1034	7.0970	0.0042	6.5819	0.0633	0.9152	0.0009	7.8579	0.0441	2.1000	2,879.03	-26.14
2020.03.31	7.0970	7.0860~ 7.1011	7.0931	-0.0039	6.5481	-0.0338	0.9148	-0.0004	7.7987	-0.0592	2.1000	2,882.25	3.21
2020.04.01	7.0810	7.0792~ 7.1081	7.1058	0.0127	6.5985	0.0504	0.9166	0.0018	7.7731	-0.0256	1.4000	2,865.69	-16.55
2020.04.02	7.1100	7.0930~ 7.1283	7.0977	-0.0081	6.6107	0.0122	0.9156	-0.0010	7.7518	-0.0213	1.3000	2,914.09	48.39
2020.04.03	7.0930	7.0814~ 7.0999	7.0903	-0.0074	6.5530	-0.0577	0.9148	-0.0008	7.6618	-0.0900	1.4000	2,896.62	-17.46

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

労災に関する精神的損害に対する賠償の要否

黒田法律事務所  
 弁護士 鈴木龍司  
 中国弁護士 譚 婷婷

<概要>

- 労災が生じた従業員が、労災保険条例に基づく給付を受けることのほかに、労災によって精神的損害を被ったとしてその賠償を使用者に求めることがある。
- この点について、労災保険条例には、慰謝料等の精神的損害の賠償、補償に関連する給付項目は存在しないことから、直接労災保険条例を根拠に精神的損害に対する賠償を求めることは難しいと考えられる。
- 他方で、職業病予防治療法及び安全生産法に基づけば、職業病となった者及び生産安全事故により損害を受けた者については、精神的損害に対する賠償請求も行えるとの解釈が可能であると考えられ、少なくとも裁判所が関連する事項の処理を明確にしている広東省及び深圳市では、当該賠償請求が裁判所によって認定される可能性が高いと考えられる。
- このため、労災が生じた従業員に対する精神的損害賠償の要否については、労災の具体的な原因を踏まえて具体的な検討を行う必要がある。

1、問題の所在

深圳市所在のある日系企業甲社は、解散・清算手続のプロセスを行う中で、障害等級10級の労災が生じた従業員Aに対し、労災保険条例<sup>1</sup>(以下「本条例」という)に基づき労働関係終了時に企業が支払わなければならない障害就業補助一時金の支払いを行いました。ところが、Aより「労災によって自己に精神的苦痛がもたらされた。甲社には精神的損害に対する賠償についても別途支払ってもらいたい」旨の申し出がありました。なお、甲社において調査したところ、Aの労災は、勤務中にAが物品の運搬(生産活動とは無関係)を行っていた際に、物品が落下したことが原因で生じたことがわかりました。

中国では、労災が生じた従業員は、本条例に基づき、労災保険基金及び使用者から医療及び経済補償の給付がなされます。もっとも、Aのように、労災が生じた従業員が、医療及び経済補償の給付を受けることのほかに、労災によって精神的損害を被ったとしてその賠償を使用者に求めることが少なくありません。このため、本稿では、労災が生じた従業員より精神的損害についての賠償を求められた場合に、使用者がその賠償を行う必要があるのか否かについて、現行の法令、裁判例等を踏まえた分析結果をご紹介します。

<sup>1</sup> 国务院令 第375号 2003年4月27日公布、2004年1月1日施行、2010年12月20日改正公布、2011年1月1日改正施行

## 2、分析

### (1) 本条例について

本条例では、労災保険給付として、治療の提供を意味する医療給付(本条例第30条)、障害等級の認定に応じて労災保険基金から給付される障害補助一時金(本条例第35条第1号、第36条第1号、第37条第1号)、労働契約の終了時に使用者から支払われる障害就業補助一時金(本条例第36条第2号、第37条第2号)等を規定しています。

しかしながら、本条例の労災保険給付に関する条項(本条例第30条～第45条)の中には、慰謝料等の精神的損害の賠償、補償に関連する給付項目は存在しません。

中国の裁判例<sup>2</sup>においても、ある工場の従業員が労災保険給付のほかに5万元の慰謝料を要求したとの事案において、「慰謝料、栄養費は『労災保険条例』に規定されている賠償項目ではないため、一審裁判所がこれを認めなかったことは当を得ている」旨の判断を示したものが存在します。

以上のことから、直接本条例を根拠に精神的損害に対する賠償を求めることは難しいと考えます。

### (2) 職業病及び生産安全事故に関する法令について

#### ア 法令の規定

他方で、他人に対する権利侵害によって生じる民事責任には精神的損害の賠償が含まれる(権利侵害責任法<sup>3</sup>第22条、民事上の権利侵害における精神的損害に対する賠償責任の確定における若干の問題についての最高人民法院の解釈<sup>4</sup>)ところ、労災に関連する法令の中には、当該民事責任の賠償を明文で規定するものがあります。それが、職業病予防治療法<sup>5</sup>及び安全生産法<sup>6</sup>です。

まず、職業病予防治療法第58条では、「職業病患者は、法に従って労災保険を享有するほか、関連の民事法律に従って賠償を得る権利を有している場合、使用者に賠償要求を提出する権利を有する」旨を規定しています。

次に、安全生産法第53条では、「生産安全事故により損害を受けた従業者は、法に従って労災保険を享有するほか、関連の民事法律に従って賠償を得る権利を有している場合、当該組織に賠償要求を提出する権利を有する」旨を規定しています。

なお、「職業病」については、これに該当するものが「職業病分類及び目録」<sup>7</sup>に列挙されています。また、「生産安全事故」については、具体的な定義を定めた法令や該当する事故を列挙した目録などはありませ

<sup>2</sup> (2017)浙10民終624号

<sup>3</sup> 主席令第21号、2009年12月26日公布、2010年7月1日施行

<sup>4</sup> 法釈[2001]7号、2001年3月8日公布、同年同月10日施行

<sup>5</sup> 主席令第60号、2001年10月27日公布、2002年5月1日施行、2018年12月29日最終改正公布、同日最終改正施行

<sup>6</sup> 主席令第70号、2002年6月29日公布、同年11月1日施行、2014年8月31日最終改正公布、同年12月1日最終改正施行

<sup>7</sup> 国衛疾控発[2013]48号、2013年12月23日公布、同日施行

んが、生産安全事故の報告及び調査処理条例<sup>8</sup>第 2 条によれば、「生産事業活動において生ずる人身傷害・死亡又は直接的な経済損害をもたらす」事故が想定されていることがわかります。

### イ 地方の裁判所が公布したガイドライン等

地方の裁判所の中には、ガイドライン等の形式を通じて関連する事項の処理を明確にしているところもあります。

例えば、広東省高級人民法院、広東省労働人事争議仲裁委員会が 2012 年に公布した「労働人事争議事件の審理における若干の問題についての広東省高級人民法院、広東省労働人事争議仲裁委員会の座談会摘録」<sup>9</sup>— 5 では、「生産安全事故によって労働者に労災が発生し、又は労働者が職業病に罹患したと診断され、労働者又はその近親者が労災保険給付をすでに受けており、さらに『民事上の権利侵害における精神的損害に対する賠償責任の確定における若干の問題についての最高人民法院の解釈』の規定に基づいて人民法院に使用者は精神的損害に対する賠償責任を負えと請求した場合、これを認めるものとする。」旨が規定されています。

また、深圳市中級人民法院が 2015 年に制定した「労災保険給付事件の審理に関する裁判ガイドライン」<sup>10</sup>第 22 条では、「生産安全事故によって労働者に労災が発生し、又は労働者が職業病に罹患したと診断され、労働者又はその近親者が最高人民法院の『民事上の権利侵害における精神的損害に対する賠償責任の確定における若干の問題についての解釈』の規定に基づいて使用者による精神的損害に対する賠償責任の負担を求めた場合、労働者の障害等級に基づいて確定を行わなければならないものとし、障害等級 10 級の場合は 1 万元とし、1 級上がるごとに 1 万元追加し、後遺障害 1 級又は死亡の場合は 10 万元とする」旨が規定されています。

### ウ 裁判例について

上記(1)でも言及した裁判例は、上記で引用したものに続けて、「控訴人<sup>11</sup>は『中華人民共和国安全生産法』の規定に従い、自己は慰謝料を主張できると考えている。当裁判所としては、控訴人が労災保険給付の賠償をすでに得ている状況では、精神的損害に対する賠償責任を主張するには、『中華人民共和国安全生産法』の関連規定に基づき、その労災が生産安全事故によって引き起こされたものであることを証明しなければならないところ、控訴人はその受けた労災の性質が生産安全事故であることを関連安全生産監督管理部門が認定したことについて挙証を行って証明していないため、控訴人が慰謝料を主張することには事実の根拠がなく、当裁判所としてこれを認めることはできない」旨の判断を示しています。

### エ 小括

以上のとおり、職業病予防治療法及び安全生産法では、職業病となった者及び生産安全事故により損害

<sup>8</sup> 国务院令493号、2007年4月9日公布、同年6月1日施行

<sup>9</sup> 粤高法[2012]284号、2012年7月23日公布、同日施行

<sup>10</sup> <https://www.szcourt.gov.cn/article/30002482>

<sup>11</sup> 従業員を指します。

を受けた者について、労災保険のほか、法に従って民事上の損害賠償請求権が与えられる旨が規定されていることから、職業病となった者及び生産安全事故により損害を受けた者については、精神的損害に対する賠償請求も行えるとの解釈が可能であると考えます。また、少なくとも裁判所が関連する事項の処理を明確にしている広東省及び深セン市では、当該賠償請求が裁判所によって認容される可能性が高いと考えられます。

### (3) 冒頭事例について

1 で言及した冒頭的事例に関して言えば、上記(2)のとおり、甲社が所在する深セン市では、職業病となった者及び生産安全事故により損害を受けた者による精神的損害に対する賠償請求が裁判所によって認容される可能性が高いと考えられます。しかしながら、Aの労災は、勤務中にAが物品の運搬(生産活動とは無関係)を行っていた際に、物品が落下したことが原因で生じたようであり、当該労災については、職業病の要素<sup>12</sup>も、生産安全事故の要素も存在しません。このため、Aが甲社に対して精神的損害に対する賠償請求を行っても、これが認容される可能性は低いと考えられます。

### 3、今後の動向

最高人民法院は、「2019年度の司法解釈の立案計画」<sup>13</sup>において2019年末までに「労働争議事件の審理における法律の適用に関する若干の問題についての解釈(五)」を完成させる旨に言及しています。現時点では当該司法解釈の公布には至っていませんが、当該司法解釈では、「生産安全事故によって労働者に労災が発生し、又は労働者が職業病に罹患したと診断され、労働者又はその近親者が労災保険給付をすでに受けており、さらに『民事上の権利侵害における精神的損害に対する賠償責任の確定における若干の問題についての最高人民法院の解釈』の規定に基づいて人民法院に使用者は精神的損害に対する賠償責任を負えと請求した場合、人民法院はこれを認めるものとする」旨の内容が盛り込まれる見込みであるとの情報があります。仮に当該内容を含む司法解釈が正式に公布されれば、全国の裁判所において精神的損害に対する賠償が認容されることが明確になります。また、明確化に伴い、各地の裁判所が精神的損害に対する賠償が認容される具体的な基準を規定する可能性もありますので、これらの動向が注目に値します。

以上

～アンケート実施中～

(回答時間: 10秒。回答期限: 2020年5月8日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>

<sup>12</sup> 「職業病分類及び目録」には、このような怪我は含まれていません。

<sup>13</sup> 法弁[2019]139号、2019年4月29日公布、同日施行